

ご遺族の方へ

このパンフレットは、死亡届出後の役場での主な手続きを掲載しています。それぞれの手続きについては各窓口をご案内いたしますが、役場へお越しの際は最初に1階住民課窓口(1番)をお尋ねください。

【お問い合わせ先☎】

篠栗町役場 092-947-1111 (代表)

【開庁時間】

月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時

1 世帯主変更について

亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯主変更の手続きをお願いします。

【届出人】

世帯に変更がある本人または代理人（代理人は委任状が必要になります）。

【必要なもの】

届出される方の本人確認書類（運転免許証等又は顔写真がない保険証等は2種類）及び国民健康保険に加入してある世帯は国民健康保険証。

●問い合わせ 住民課 戸籍住民係

092-947-1303（直通）

2 戸籍謄本等の請求について

亡くなられた方の本籍地が篠栗町の場合は、死亡届提出後、戸籍に内容が記載され、証明書を発行できるまで2～3日（休日に届出された場合は、役所の翌開庁日から2～3日）かかります。

本籍地が篠栗町以外の場合は、本籍地に通知を行いますので、さらに日数がかかります。戸籍謄本等の証明が必要な場合は、本籍地の戸籍担当に確認をお願いします。

【申請に必要なもの】

申請される方の本人確認書類（運転免許証等又は顔写真がない保険証等は2種類）

●問い合わせ 住民課 戸籍住民係

092-947-1303（直通）

3 個人番号カードと住民基本台帳カードについて

亡くなられた方が個人番号カード、または住民基本台帳カードをお持ちの場合は、返納をお願いします。

●問い合わせ 住民課 戸籍住民係

092-947-1303（直通）

4 公費医療（障がい者医療 子ども医療 ひとり親家庭等）医療の資格喪失届について

亡くなられた方が、公費医療の受給者であった場合は、医療証をお持ちの上、**14日**

以内に手続きをお願いします。

●問い合わせ 住民課 高齢者・公費医療係

092-947-1305（直通）

5 国民健康保険、後期高齢者医療の資格喪失届について

亡くなられた方が国民健康保険や後期高齢者医療に加入している場合は、**14日以内**に手続きが必要です。また、葬祭費が喪主の方に支給されますので、併せて手続きをお願いします。

【届出に必要なもの】

- ・国民健康保険証
- ・後期高齢者医療被保険者証
(被保険者と相続人が同世帯でない場合は、戸籍謄本(写し可)が必要)
- ・喪主の振込口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、名義人)
- ・喪主であることを証する書類(会葬礼状、葬祭費領収書等)
- ・印鑑

●問い合わせ 住民課 国保・年金係
092-947-1304 (直通)
住民課 高齢者・公費医療係
092-947-1305 (直通)

6 国民年金の諸届について

亡くなられた方が受給していた年金や年金の加入状況、遺族の状況等により手続きが異なりますので、詳細は窓口で説明します。

●問い合わせ 住民課 国保・年金係
092-947-1304 (直通)

7 障がい者手帳の返還届について

亡くなられた方が、身体障害者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合は、返還の手続きが必要です。

●問い合わせ 福祉課 障がい者支援係
092-947-1356 (直通)

8 介護保険の資格喪失について

亡くなられた方が、介護保険被保険者証の交付を受けてある場合は、返納をお願いします。後日、介護保険料の変更通知等が福岡県介護保険広域連合から郵送されますので、送付先の変更希望をする場合は届出が必要です。

また、介護認定をお持ちで高額介護サービス費の支給対象になっている場合は、本人口座が凍結するため親族の方の通帳と印鑑が必要です。

●問い合わせ 福祉課 高齢者支援係
092-947-1347 (直通)

9 上下水道料金の名義人、下水道負担金の受益者の変更について

亡くなられた方が、上下水道料金の所有者・使用者である場合や口座引き落としの口座名義人である場合、変更の手続きが必要です。また、下水道受益者負担金を納付中の受益者であった場合は、手続きが必要です。

●問い合わせ 上下水道課 総務係

092-947-1256 (直通)

10 町税の「相続人代表者届」「名義人変更届」について

亡くなられた方が納税義務者であった場合は、税務課窓口で「相続人代表者指定届」の手続きが必要な場合があります。

また口座振替を引き続き利用される場合は、新たな手続きをしていただくことになります。

軽自動車（バイク、軽四輪等）を所有されていた場合は、名義変更（廃車）等の届出が必要になります。

●問い合わせ 税務課 賦課第1係

092-947-1312 (直通)

11 農地法による届出について

亡くなられた方が、農地（登記地目が田又は畑）を所有されていた場合は、その農地を相続された方に届出の義務が発生します。農地を相続された方は、その農地を管轄する農業委員会へご相談ください。

また、農業者年金の加入または受給者であった場合は、手続きが必要です。

●問い合わせ 農業委員会事務局

092-947-1215 (直通)

12 山林の届出について

亡くなられた方が、山林を所有されていた場合は、届出が必要です。

詳しくは役場2階産業観光課農林業係（15番窓口）までお越しくください。

●問い合わせ 産業観光課 農林業係

092-947-1215 (直通)